

令和8年5月特別議会

令和8年5月20日

健康福祉常任委員会

資料

関連議案	案件名	所管局・課	ページ
議案第47号	長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	市立長浜病院事務局 医事課	2

長浜市病院事業

所管委員会	健康福祉常任委員会
関係案件	議案第 47 号
所管局・課	市立長浜病院事務局医事課

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1. 改正の趣旨・理由

令和 8 年度診療報酬改定による保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）等の一部改正を受け、患者希望による長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の処方等又は調剤費用に係る患者負担割合が見直されます。

このことから、「長浜市病院事業の設置等に関する条例」の一部を改正するものです。

2. 改正内容

条例第 6 条関係の別表第 1 中「長期収載品の処方等又は調剤に係る費用」における選定療養費の負担割合を改めます。

【改正内容】

当該長期収載品の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格の

（現行）・・・4 分の 1

（改正後）・・・2 分の 1

3. 施行期日

令和 8 年 6 月 1 日

※「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 116 号）に規定する適用期日に基づく。

4. 新旧対照表

新		旧	
別表第 1（第 6 条関係）		別表第 1（第 6 条関係）	
評価療養、患者申出療養及び選定療養告示第 2 条第 15 号に規定する新医薬品等(以下「長期収載品」という。)	当該長期収載品の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に <u>2 分の 1</u> を乗じて得た価格を用いて診療	評価療養、患者申出療養及び選定療養告示第 2 条第 15 号に規定する新医薬品等(以下「長期収載品」という。)	当該長期収載品の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に <u>4 分の 1</u> を乗じて得た価格を用いて診療

新		旧	
に係る費用	報酬の算定方法の例により算定した点数につき1点を10円として算出した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。	に係る費用	報酬の算定方法の例により算定した点数につき1点を10円として算出した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

患者自己負担額の計算例

長期収載品の薬価：1,000円

後発医薬品の薬価：600円

患者：3割負担の場合

○後発医薬品を選択した場合

$$600円 \times 0.3 = \underline{180円}$$

○長期収載品を選択した場合

「令和8年度診療報酬改定前」

選定療養費：後発医薬品の薬価との差額の「4分の1」

$$1,000円 - 600円 = 400円 \quad \leftarrow (\text{長期収載品の薬価} - \text{後発医薬品の薬価})$$

$$400円 \times 0.25 = 100円 \quad \leftarrow (\text{後発医薬品との薬価の差額の「4分の1」} \\ = \text{選定療養費})$$

$$100円 \times 1.1 = 110円 \text{ ①} \quad \leftarrow (\text{消費税込み})$$

$$1,000円 - 100円 = 900円 \quad \leftarrow (\text{長期収載品の薬価} - \text{選定療養費})$$

$$900円 \times 0.3 = 270円 \text{ ②} \quad \leftarrow (3割負担)$$

$$\text{患者自己負担額 (①+②)} : 110円 + 270円 = \underline{380円}$$



「令和8年度診療報酬改定後」

選定療養費：後発医薬品の薬価との差額の「2分の1」

$$1,000円 - 600円 = 400円 \quad \leftarrow (\text{長期収載品の薬価} - \text{後発医薬品の薬価})$$

$$400円 \times 0.5 = 200円 \quad \leftarrow (\text{後発医薬品との薬価の差額の「2分の1」} \\ = \text{選定療養費})$$

$$200円 \times 1.1 = 220円 \text{ ①} \quad \leftarrow (\text{消費税込み})$$

$$1,000円 - 200円 = 800円 \quad \leftarrow (\text{長期収載品の薬価} - \text{選定療養費})$$

$$800円 \times 0.3 = 240円 \text{ ②} \quad \leftarrow (3割負担)$$

$$\text{患者自己負担額 (①+②)} : 220円 + 240円 = \underline{460円}$$